

厚生科学審議会 疾病対策部会  
臓器移植委員会(第79回)

資料1

令和8(2026)年5月27日

# 今後の臓器移植医療のあり方について

第79回 厚生科学審議会 疾病対策部会 臓器移植委員会

厚生労働省 健康・生活衛生局

難病対策課 移植医療対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## これまでの議論を踏まえた対応の進捗

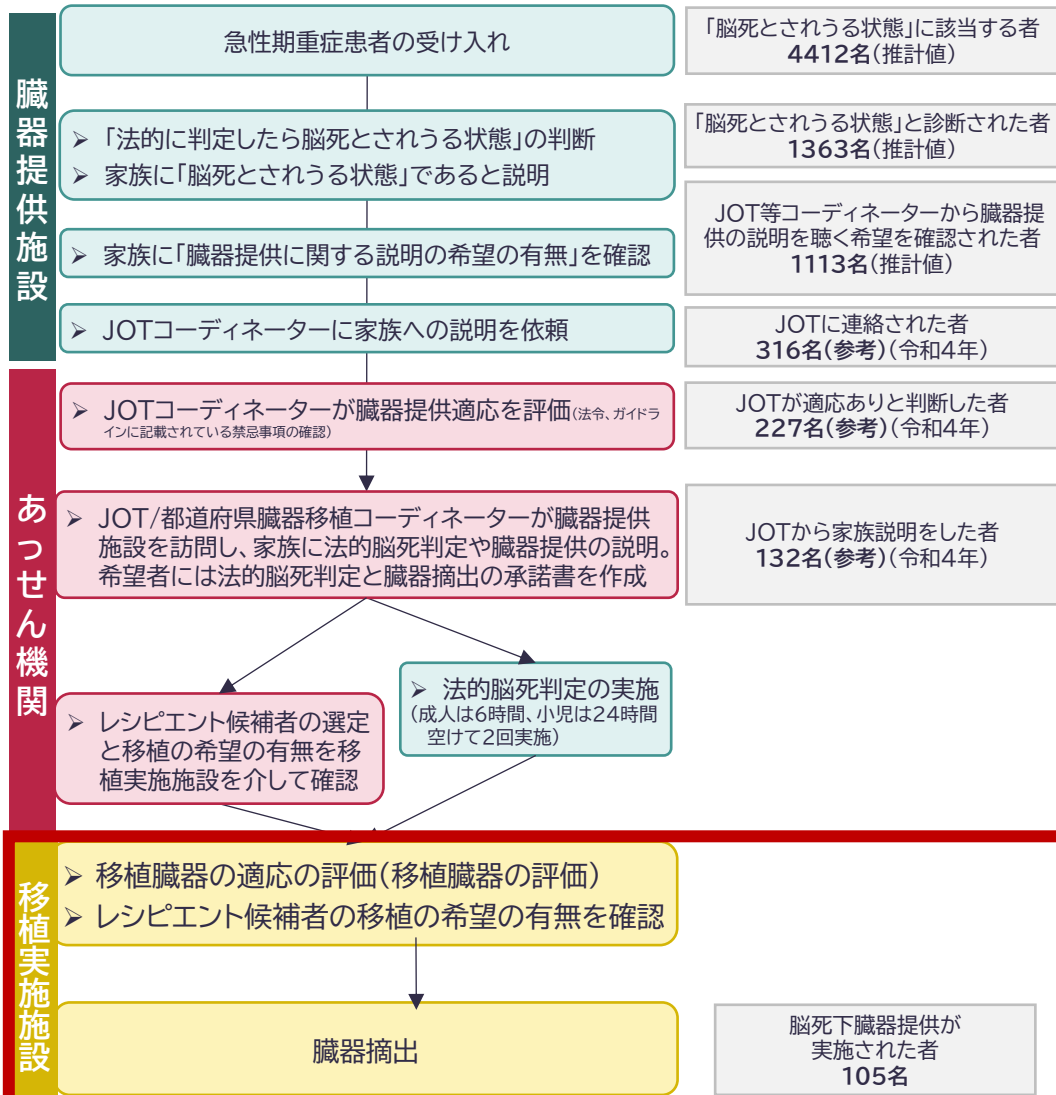
- 令和4年3月の臓器移植委員会において取りまとめられた「臓器移植医療対策のあり方に関する提言」に沿って、臓器移植に関する普及啓発の促進に係る取組や、有効な意思表示困難者の意思の取扱いの見直し等を行ってきた。
- また、令和6年12月の臓器移植委員会で、臓器提供施設、臓器あっせん機関及び移植実施施設の体制見直しに係る改革案が取りまとめられ、当該改革案を踏まえた取組状況は以下のとおり。
- 特に、臓器あっせん機関については重点的な制度改正を行ってきたところであり、令和8年2月からは移植実施施設の体制強化について検討を行っている。

主項目	改革案の内容	取組状況
臓器提供施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 臓器提供施設における人材育成をさらに進め、全国の臓器提供施設を支援できる体制を構築する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 臓器提供施設に対する人材育成等の実績等を踏まえ、令和8年度臓器提供施設連携体制構築事業では、28施設を拠点施設として認定した(R8.4.1)。</li> </ul>
臓器あっせん機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 臓器あっせん機関の業務を、ドナー家族への臓器提供に関する説明や同意取得等の「ドナー関連業務」とドナー発生時の移植候補者の選定等の「マッチング関連業務」に分割する。</li> <li>● その上で、ドナー関連業務を実施する法人を地域ごとに複数設置することを検討する。</li> <li>● ドナー家族への臓器提供に関する説明や同意取得等の業務を院内ドナーコーディネーターに委嘱することを検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ドナー関連業務法人について法的整理を行い、通知(「臓器のあっせん業の許可等について」)を発出した(R7.9.25)。</li> <li>● 一般社団法人中部日本臓器提供支援協会をドナー関連業務実施法人として許可した(R8.1.30)。</li> <li>● 認定ドナーコーディネーターについて法的整理を行い、臓器移植法ガイドラインを改定した(R7.10.8)。</li> <li>● 認定ドナーコーディネーターの運用面の詳細について、事務連絡にて周知した(R8.5.15)。</li> <li>● 診療報酬の臓器提供管理料に認定ドナーコーディネーターにより同意取得が行われた場合の加算を新設する(R8.6.1運用開始予定)。</li> </ul>
移植実施施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● レシピエント選択基準等を見直し、適切に移植が実施されるよう、関係学会等に働きかける。</li> <li>● 臓器あっせん機関や関連学会に、移植実施施設ごとの臓器移植の実績等の公表を要請する。</li> <li>● レシピエントが移植希望登録施設を、全臓器で複数化登録できるよう要請する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 心臓レシピエント選択基準において、より緊急度の高い待機者が適切に選定されるよう、Status1Aの運用を開始した(R8.3.16)。</li> <li>● 腎臓と小腸におけるinactive制度を導入した(R8.5.19)。</li> <li>● JOTにおいて、移植実施施設ごとの臓器移植実績等を公表した(R7.10.1)。</li> <li>● 全臓器において、レシピエントが移植希望施設を複数登録できる運用を開始した(R7.3.1)。</li> </ul>

# 臓器移植実施体制の抜本的見直しに係る取組状況

令和6年12月に臓器移植実施体制の抜本的見直しに係る改革案を取りまとめて以降、着実に取組を実施。

## 脳死下の臓器摘出にいたるプロセス



## 想定される課題と対応策

- ✓ 終末期対応や臓器提供に対する医療機関の経済的負担から臓器提供を医療機関が断念
  - ✓ 臓器提供施設が脳死判定や終末期対応不慣れ
  - ✓ 臓器提供施設が臓器提供に適応しないと判断
  - ✓ 家族がJOT等からの説明を希望せず
- ① 臓器提供施設連携体制構築事業の拠点施設が無い地域に拠点施設を設置し支援
- ✓ 複数事例対応のため、JOT等コーディネーターが家族の意向やポテンシャルドナーの急変に対応できず、あっせんに至らなかった
  - ✓ JOT等コーディネーターが医学的観点、法令・ガイドラインの観点から、臓器提供の適応なしと判断
  - ✓ 家族が臓器提供を希望せず
- ② 臓器あっせん機関を役割で分割し、その上で地域ごとに複数のドナー関連業務実施法人を設置
- ③ 家族に説明する業務を認定ドナーコーディネーターが行うことを可能とする。
- ✓ ドナー適応は確認したものの、レシピエントの理由、移植実施施設の体制により、成立せず中止
- ④ レシピエント選択基準等の精緻化
- ⑤ レシピエントの登録移植施設の複数化
- ⑥ 移植実施施設ごとの臓器移植の実施件数や待機者数等の見える化

## 進捗状況 (R8年4月時点)

- 令和8年度は28施設を拠点施設として認定し、連携施設を支援
- 一般社団法人中部日本臓器提供支援協会をドナー関連業務実施法人として許可(R8.1.30)
- 認定ドナーコーディネーターの法的整理を行った。
- 心臓: Status 1Aを令和8年3月から開始
- 令和7年3月より開始
- 令和7年10月に公開した。

(※)令和5年度厚生労働科学研究費補助金事業「終末期医療から脳死下・心停止後臓器提供に関わる医療の評価に関する研究:横堀将司(日本医科大学)」の結果を用い、5類型施設895施設のうち、回答のあった612施設において、3,017名が「脳死とされうる状態」を経て死亡し、うち「脳死とされうる状態」の診断が実施された患者数は932名、うち、家族に臓器提供に関する情報が提供された患者数は761例であったことから、有効回答率を踏まえ、895施設/(647施設-35施設)を乗じた値を用いた。脳死下臓器提供が実施された者は令和4年度の実績を105名を用いた。

## これまでの議論の経過について

- 令和6年12月に臓器移植委員会において取りまとめた、臓器提供施設、臓器あっせん機関及び移植実施施設の体制の抜本的見直しに係る改革案について、それぞれ着実に施策を進めてきた。
- そのような中、当該改革案に加えて移植実施施設支援の課題解決に向けて、取り組むべき事項について、以下のスケジュールで更なる議論を進めてきた。

	臓器移植委員会における議論	移植実施施設等に係る調査
12月	現状について確認	調査開始
1月		
2月	関係団体等からのヒアリング①	結果回収
3月	関係団体等からのヒアリング② 調査結果を踏まえた議論①	結果公表
4月	調査結果を踏まえた議論②	追加結果公表
5月	議論を踏まえた取りまとめ	